平成 24 年 9 月 12 日

お客様　各位

IHI運搬機械株式会社
株式会社IHI扶桑エンジニアリング

機械式立体駐車場の安全対策の強化について

拝啓　平素は当社グループの機械式立体駐車場をご愛顧賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，平成 24 年 8 月 23 日付けで消費者庁・国土交通省から『機械式立体駐車場での事故にご注意ください！（再周知）』，公益社団法人立体駐車場工業会から『機械式立体駐車場の安全対策の強化について』がリリースされました。

当社グループといたしましては，機械式立体駐車場における事故を防止するために，これまで注意喚起など様々な取り組みを実施してまいりましたが，本リリースに至った状況を真摯に受け止め『機械式立体駐車場の安全対策の強化について』に記載されている安全対策に，より積極的に対応するべくプロジェクトチームを立ち上げ，検討を開始いたしました。検討結果につきましては，ホームページにおきましてお知らせしてまいります。

今後ともお客様に安全・安心にお使いいただける製品をお届けするよう尽力してまいりますので，なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬　具

添付資料

１．『機械式立体駐車場での事故にご注意ください！（再周知）』

２．『機械式立体駐車場の安全対策の強化について』

【本件に関するお問い合せ先】
IHI運搬機械株式会社 パーキング営業統括部管理部　原 TEL :03-5550-5796
株式会社IHI扶桑エンジニアリング　営業部　緒方 TEL :03-5626-5614

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism　News Release

平成 24 年８月 23 日

機械式立体駐車場での事故にご注意ください！（再周知）

機械式立体駐車場での事故については、本年４月に発生した事故を受け、５月２日に消費者庁と国土交通省が利用者に向けて注意喚起を行ったところですが、７月にも機械式立体駐車場の利用時に事故が発生いたしました。事故の再発防止のため、改めて注意していただきたいことをお知らせいたします。

本年７月 23 日に岩手県花巻市で、運転者が機械式立体駐車場に自動車を入れた際に運転者のお子さん（４歳）が機械に身体を挟まれ死亡する事故が発生しました。

機械式立体駐車場での事故について、消費者庁と国土交通省では、一般利用者が死亡・負傷したとの事故情報を、平成 19 年から本年７月末日までの間に上記の事故を含め 31 件[注1]（うち、子どもが被害を受けた事故が９件。）把握しています。このうち死亡事故が５件（うち、子どもの事故が３件。）あります。

注１　国土交通省が把握する事故情報及び消費者庁・独立行政法人国民生活センターが運営する「事故情報データバンク」に登録された事故情報を基に集計。「事故情報データバンク」には、これ以外に機械式立体駐車場かどうか不明な立体駐車場による負傷事故情報が１件、けがのなかった立体駐車場による事故が５件登録。

これらの事故の中には、立体駐車場の中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故や、子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故が見られます。

こうした事故の再発を防止するため、機械式立体駐車場を利用する際に注意いただきたいことを別添のとおりチラシにまとめましたので、利用者の皆様におかれては、チラシをお読みいただき、機械式立体駐車場を利用する際ご注意ください。

また、機械式立体駐車場の管理人の皆様におかれては、このチラシを活用するなどし、利用者に周知いただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

本件に関する問合せ先

消費者庁
消費者安全課　中尻・石黒
TEL：03(3507)9201（直通）
FAX：03(3507)9290
ＨＰ：http://www.caa.go.jp/

国土交通省都市局
街路交通施設課　小林・小山
TEL：03(5253)8416（直通）
FAX：03(5253)1592
ＨＰ：http://www.mlit.go.jp/

公益社団法人
立体駐車場工業会　田村・門田
TEL：03(5542)0733
FAX：03(5542)0735
ＨＰ：http://www.ritchu.or.jp/

機械式立体駐車場での事故にご注意ください！

最近、機械式立体駐車場で、中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故や、子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故が発生しています。

事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

機械式立体駐車場で自動車を入出庫する際は、運転者以外は駐車場の外で乗降してください。

駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に人がいないことを十分確認した上で操作してください。

駐車装置の操作中は装置から離れず、また、子どもが駐車場内に近づかないよう注意してください。

駐車装置の操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わないでください。

利用者が操作

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism　公益社団法人 立体駐車場工業会

※ このチラシは複製可能ですので機械式立体駐車場を利用する方などへの配布をお願いいたします。

参 考

立体駐車場の所有者、管理者、利用者の皆様へ

平成 24 年 8 月 23 日

機械式立体駐車場の安全対策の強化について

公益社団法人　立体駐車場工業会

立体駐車場工業会では、これまで機械式立体駐車場の安全確保のため、安全性を含めた技術基準の策定及び同基準への適合の認定、パンフレットの作成や講習会の開催等の啓発活動に取組んで来ました。

今般、大阪府茨木市で利用者のお子様がパレットと梁の間に身体を挟まれて死亡した事故（本年 4 月 2 日）、岩手県花巻市で利用者のお子様が機械に挟まれて死亡した事故（本年 7 月 23 日）等の痛ましい事故が発生したことを真摯に受け止め、機械式立体駐車場の安全対策を強化するため、新たに以下の取組みを実施します。

１．安全対策の強化の基本的な考え方

（１）上記の事故が発生した「昇降・ピット式」及び「エレベータ方式」の機械式立体駐車場の安全強化対策に最優先に取組む。

※「昇降・ピット式」: 昇降装置のみを備えた装置で駐車パレット（２段または３段）の最上段以外は地下部分（ピット部分）に収納させる方式

※「エレベータ方式」: 自動車を格納する棚と自動車昇降装置を組み合わせて立体的に駐車する方式

（２）機械式立体駐車場の安全強化に向けた活動の充実を図り、他の機種においても更なる安全性の向上を目指す。

２．安全対策の強化の概要

事故の状況及び機械式立体駐車場の利用実態を踏まえ、安全対策の強化として以下の取組みを行います。

（１）技術基準の見直し

機械式立体駐車場の技術基準の内容を以下のとおり見直します。なお、現時点で認定申請中の案件に対しても、この見直しの内容を適用することとします。

① 昇降・ピット式の機械式立体駐車場

昇降・ピット式の機械式立体駐車場の前面（乗り込み面）には、人の侵入防止を目的としたチェーン等を設けることとしているが、チェーンを掛けないで放置される場合があり、また、子供がすり抜けられる状況にある。

【技術基準の見直しの内容】

乗り込み面は、前面ゲートを設けるように技術基準を改訂する。改訂に併せ、チェーン設置の基準は廃止する。

※　基準の見直しに際し、既設の駐車場についても、同様の措置を駐車場管理者等に要請する。仮に前面ゲートの設置が困難な場合は、侵入検知センサーの設置を要請する。

〈昇降・ピット式駐車場〉

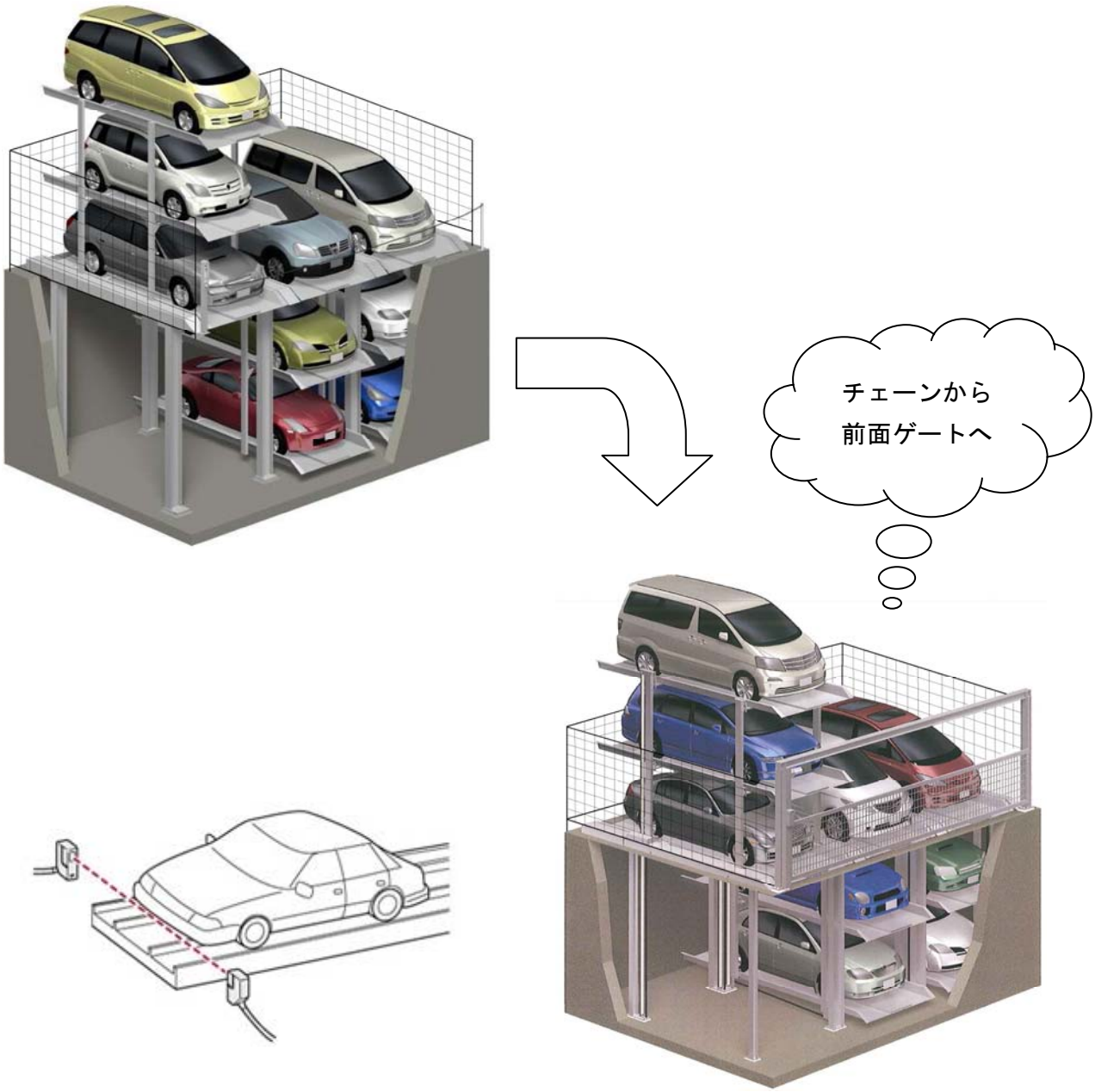

侵入検知センサー（例）

② エレベータ方式の機械式立体駐車場

機械式立体駐車場の操作にあたっては、予め安全を確認することを取扱者（専任の操作員又は利用者）の遵守事項としているが、操作前の無人確認が必ずしも徹底されていない等、遵守には限界が見られる状況にある。

【技術基準の見直しの内容】

エレベータ方式駐車場内に安全性向上のため、人感センサーの設置を必須とするように技術基準を改訂する。

※ 基準の見直しに際し、既設の駐車場についても、同様の措置を駐車場管理者等に要請する。

〈エレベータ方式駐車場〉

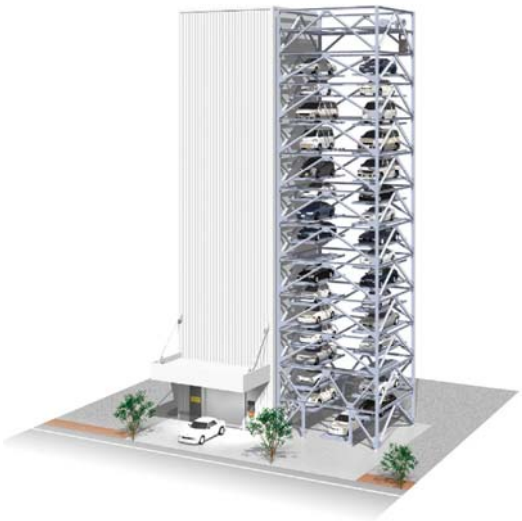

人感センサー設置（例）

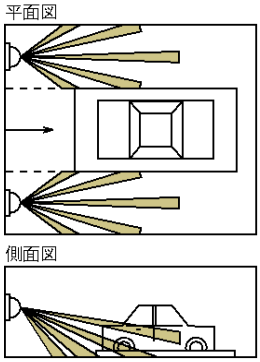

（２）教育・啓発活動の推進

機械式立体駐車場の取扱や危険性についての教育・啓発活動をより積極的に実施する。

新しい教材を制作するとともに、効果的な注意喚起策を検討・実施する。

（３）当工業会の組織体制の拡充

上記の安全対策の強化を実施するうえで、外部有識者の参画を図り、安全性向上に向けた推進体制の充実を図る。

前面ゲート、センサーは取扱者になり代わって安全（無人）確認をするものではありません。
駐車装置を運転操作する場合は、取扱者が無人確認を行う必要があります。

公益社団法人 立体駐車場工業会